第三千九百三十七号

右

同

県西

民地

局域

:

Ħ.

十二月二十二日 平成二十六年 (月曜日)

右 右 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に 右 右 よる介護機関の指定..... 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 右 生活保護法による介護機関の指定...... 告 目 同..... 同...... 示 次 政健 策福 同同同 同同同同 _ : : : : : : : \equiv 五条の三第一号の規定により告示する。 青森県告示第八百五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退! 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 同..... 同......

(障害福祉課)

:

三

 \equiv

右

道路の供用の開始...... 法律による自立支援医療機関の指定. (道 路 同

公 告

海岸保全区域内において発生した船舶の乗揚げに係る当該

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示 船舶の船舶所有者の不明. (河川砂防課)

(会計管理課) 県東 民地 局域

: : :

Ħ.

(

建設業者の許可の取消し......

土地改良区の役員の退任

県西

民地

:

出

先 機 関

示

介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、

平成二十六年十二月二十二日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

Γ	+/+	47	
	株式会社テム	名称	居宅介護
	田子四六字下 大字町子子町 六字町	の 所 在 地	夢業者
	貸福 与祉 用 具	0	居居 養宅 介 重護
	株式会社テム	名称	居宅介標
	田子四六 大字田子 下下 下下	所 在 地	護事業所
	吴平 ∴成 •	年月日	指 定

青森県告示第八百五十五号

課

: :

껃 끄덕

第五十五条の三第一号の規定により告示する。 介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、 同法

平成二十六年十二月二十二日

五. 四

青森県知事 Ξ 村 申 吾

崇平 ∴成 ∵	田町 子大	四字三 三三甲郡 子里子里	四字三六田戸	株式会社テム	四六字田子町大三戸郡田子町大	四字三	株式会社テム	
年月日	地	在	所	名称	元 在 地土たる事務所の	所主	名称	
指 定		事業所	販売	特定福祉用具販売事業所	用具販売事業者	具飯	特定福祉用	

青森県告示第八百五十六号

五条の三第一号の規定により告示する。 介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、

平成二十六年十二月二十二日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

青森県告示第八百五十七号

介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したの 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、 同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十六年十二月二十二日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

式会社テム	称	事特定介護予院
四六字田子 田子	所 在 地主たる事務所の	業工程
株式会社テム	名称	特定介護予防福祉用具販売事業
四字三 六田戸	所	用具
四六字下田子 田子町士	在	販売事
田町 子大	地	新
崇平 一○ 七	年月日	指定

名

株式会社テム

青森県告示第八百五十八号

五条の三第一号の規定により告示する。 の居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十 る生活保護法」という。) 第五十四条の二第一項の規定により、 の例によるものとされた生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号。以下 偶者の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてそ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 介護支援給付のため 「例によ

平成二十六年十二月二十二日

青森県知事
Ξ
村
申
吾

,		
株式会社テム	名称	居宅介護
田子四六 三戸郡田子町 下	の 所 在 地	事業者
貸福 与祉 用 具	類 利 利	事居 覧宅 の介 重護
株式会社テム	名称	居宅介護
田子四六 大字田子字下 下町	所 在 地	護事業所
듲平 ○ ゼ	年月日	指 定

青森県告示第八百五十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

第五十五条の三第一号の規定により告示する。の福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法の側によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例によ偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてそ

平成二十六年十二月二十二日

青森県知事
Ξ
村
申

吾

写 字田子字下田子 三戸郡田子町大
称 所 在
定福祉用具販売事業所

青森県告示第八百六十号

五条の三第一号の規定により告示する。 の介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十の介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。) 第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための外によるものとされた生活保護法 (昭和二十五年法律第三十号) 第十四条第四項においてその介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第三十号) 第十四条第四項においてその介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十四条の一項を関する。

平成二十六年十二月二十二日

青森県知事	
Ξ	
村	
申	

吾

名称の所在地	介護予防事業者
類 第 <i>0</i> 和	度が に を き き き き き き き き き き き き き き き き う で う で
名 称 所	介護予防事
在地	業所
月	指定

株式会社テム
田子四六 大字田子字下 下
貸福介 与祉護 用予 具防
株式会社テム
田子四六 大字田子字下 下
╤平 ∴成 ○•

-

青森県告示第八百六十一号

活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。 の介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生の例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例によ偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてそ中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

平成二十六年十二月二十二日

青森県知事	

Ξ

村

申

吾

株式会	名	事特定
会 社 テ ム	称	介護予防
四六字田子 下田子 下田子	所 在 地	業者的福祉用具販売
株式会社テム	名称	特定介護予防福祉
四六字三 字田子郡 子字下四	所 在	世月 東京 東京
田町 子大	地	新
╤平 ∴成 ・	年月日	指 定

青森県告示第八百六十二号

がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。百二十三号) 第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関 (精神通院医療)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第

平成二十六年十二月二十二日

名	
称	
所	
在	青森県知車
地	=
7-#S	村
年指 月定辞 日退	申
口区	吾

		F J J
"	五所川原市字柳町一五の一	所川京店 ファー マライズ薬局五
平成芸二・三	弘育市大字代官町 Cデ	代官町部斉薬局
7 1 1 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	公司でしている。	

青森県告示第八百六十三号

次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。 百二十三号) 第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関 (精神通院医療) を 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第

平成二十六年十二月二十二日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

名称	所	在	地	指定年月日
アシスト ション		弘前市大字川先三丁目四の五	Д.	平成宗二十一
代官町調剤薬局	弘前市大字	弘前市大字代官町一〇六		"
所川原店 アアーマライズ薬局五		五所川原市字柳町一五の一		"

青森県告示第八百六十四号

道路の供用を開始するので、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり 同項の規定により公示する。

備部道路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年一月二十一日まで青森県県土整

平成二十六年十二月二十二日

開 始 の X 間 の供 期 期 開 日始

青森県知事

Ξ

村

申

吾

路 線 名

供 用

線道酸ケ湯黒石

で、黒石市大字上十川字長谷川一番囲三一の二まで 黒石市大字高舘字甲高原六〇の一六二から

平成宗・三・三

公

不 明 海岸保全区域内において発生した船舶の乗揚げに係る当該船舶の船舶所有者の

件の除却の措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第四項後段の規定 により次のとおり公告する。 海岸法 (昭和三十一年法律第百一号) 第十二条第三項の規定により船舶その他の物

平成二十六年十二月二十二日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

行うべき措置

浦海岸地先の水面に存する次に掲げる物件を除却すること。 青森県津軽沿岸岩崎海岸森山地区海岸に係る海岸保全区域及び青森県津軽沿岸深

- 2 貨物船安豊8船尾部 貨物船安豊8船首部
- 3
- 4 救命いかれた 教命経

5

- ドラム缶
- ガス容器
- プロパンガス容器
- 非常用呼吸装置
- 避難用着装具
- 一の措置を行うべき期限

平成二十七年三月二十三日

3

Ξ は 青森県知事又はその命じた者若しくは委任した者による代執行 海岸法第十二条第四項の規定に基づき、二の期限までに一の措置を行わないとき 青森県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

同令第十一条の規定により次のとおり公示する 第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

平成二十六年十二月二十二日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

物品等の名称及び数量 (ただし、数量 (箱数) は予定数量

1 PPC用紙A4 (一箱二千五百枚入) 二万四千箱

PPC用紙A3 (一箱千五百枚入) 千四百箱

PPC用紙B4 (一箱二千五百枚入) 二千四百箱

PPC用紙B5 (一箱二千五百枚入) 三百箱

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目一の一

契約の方法

Ξ

一般競争入札

契約の相手方を決定した日

兀

平成二十六年十一月十三日

契約の相手方の名称及び住所

五

1 PPC用紙A4、PPC用紙A3、PPC用紙B4及びPPC用紙B5

株式会社ヒグチ

青森市問屋町一丁目一五の二

契約金額 (一箱当たりの単価契約金額

PPC用紙A4 千五百九円八十四銭

2 PPC用紙A3 千八百十四円四十銭

3 PPC用紙B4 二千二百六十八円

七

契約の相手方を決定した手続

PPC用紙B5 千百四十四円八十銭

を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札 物品等に要求される基準等が満たされている物品の供給体制が確認できる調書等

八 入札の公告を行った日

を行った者を契約の相手方としたものである。

平成二十六年十月三日

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、 次のとおり

平成二十六年十二月二十二日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

商号又は名称 株式会社ケイ・ケイ・エス

=代表者の氏名 木村

Ξ 主たる営業所の所在地 青森市南佃一丁目四の三四

許可番号 青森県知事許可 (般 二三) 第一五七三三号

兀

取消年月日 平成二十六年十二月三日

取消しに係る建設業の許可

六 五

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

ことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の 平成二十六年十一月二十七日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散した

規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり 理

平成二十六年十二月二十二日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

代表者の氏名 商号又は名称 松橋 健三 株式会社松健工業

主たる営業所の所在地 つがる市富萢町屛風山一の六六六 許可番号 青森県知事許可 (般 二三) 第一四五四六号

取消年月日 平成二十六年十二月二日 兀 Ξ

取消しに係る建設業の許可

六 五

建築、 造園工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実 平成二十六年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出

七

る により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す

先 機 関

出

土地改良区の役員の退任

定により公告する。 石川土地改良区から、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、赤 次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規

平成二十六年十二月二十二日

西北地域県民局長 藤 畄 正

昭

区役 員 別の 事 石岡 氏 繁春 名 五の一西津軽郡鰺ケ沢町大字赤石町字宇名原九 住 所 平成宗・ 退任の年月日 た 껃

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人)

県号

定価小口一枚二付十五円四十四銭 毎週月・水・金曜日発行

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)